

# 複雑化する「みなし相続財産」でもう迷わない! 正確な税務手続きを完全サポート!!

図解でわかる

## 「みなし相続財産」の基本と課税関係

—保険金・退職手当金・定期金・信託受益権—

図解でわかる

### 「みなし相続財産」 の基本と課税関係

—保険金・退職手当金・定期金・信託受益権—

税理士 武藤 健造 著

第一法規

A5判・320頁

定価 本体4,600円+税

著者

武藤 健造(税理士)

〔略歴〕

大蔵省主税局税制第三課課長補佐  
関東信越国税局課税第一部長

POINT 「みなし相続財産」のここがわかる!



財産別に基本的な仕組みが  
わかる!

“生命保険金”“退職手当金”など「みなし相続財産」を財産別に取り上げ、財産概要や契約・権利関係など、根拠法令・通達、判例を示し解説



複雑な課税関係・課税方法が  
わかる!

財産の受取方法等によって適用が異なる相続税・贈与税・所得税等の課税関係を、適用条件や課税額計算例など図や設例を用い解説



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640



# 目次(抜粋)

- はじめに
  - ① 本来の相続財産
  - ② みなし相続財産
- 第1章 生命保険金等
  - 第1節 生命保険金・死亡に伴う損害保険金
    - ① 概要
      - (1) 生命保険契約について
      - (2) 保険金請求権について
    - ② 生命保険金等の課税関係(所得税・相続税・贈与税)
      - (1) 所得税が課税される場合
      - (2) 相続税が課税される場合
      - (3) 贈与税が課税される場合
    - ③ 生命保険金に係る相続税の課税について
      - (1) みなす理由
      - (2) 保険金受取人の指定
      - (3) 保険料負担者と保険金受取人、被保険者、契約者が異なるパターン
      - (4) 保険金受取人への課税上の留意点
      - (5) 相続財産とみなされる保険金
      - (6) 相続財産とみなされる保険金の計算
      - (7) 生命保険金の非課税枠
      - (8) 年金形式で支給される保険金額
      - (9) 雇用主の保険料負担の場合の保険金の課税
    - ④ 贈与により取得したものとみなされる保険金
      - (1) 概要
      - (2) 課税の対象となる保険金
      - (3) みなし贈与と財産となる保険金及び保険料の計算
      - (4) 返還金に対する課税について
      - (5) 保険料負担者の被相続人が負担した保険料等の取扱いについて

- 第2節 生命保険契約に関する権利
  - ① 概要
  - ② みなし相続財産となる権利の額の計算
- 第2章 退職手当金等
  - 退職手当金等に係る課税について
- 第3章 定期金に関する権利
  - 第1節 定期金に関する権利
  - 第2節 保証期間付定期金に関する権利
  - 第3節 契約に基づかない定期金に関する権利
  - 第4節 贈与と財産とみなされる定期金に関する権利
- 第4章 その他のみなし遺贈財産
  - 第1節 特別縁故者に対する相続財産の分与
  - 第2節 特別寄与料
- 第5章 信託に関する権利
  - 第1節 信託とは
  - 第2節 信託に関する課税関係
  - 第3節 受益者連続型信託の特例
  - 第4節 受益者等が存しない信託等の特例
- 第6章 その他のみなし贈与・遺贈財産等
  - 第1節 低額譲受
  - 第2節 債務免除等
  - 第3節 その他の利益の享受
  - 第4節 被相続人から相続開始前3年以内に贈与を受けていた財産
  - 第5節 相続等により財産を取得しなかった相続時精算課税適用者
  - 第6節 持分の定めのない法人から特別の利益を受ける個人に対する課税

## 参考法令等

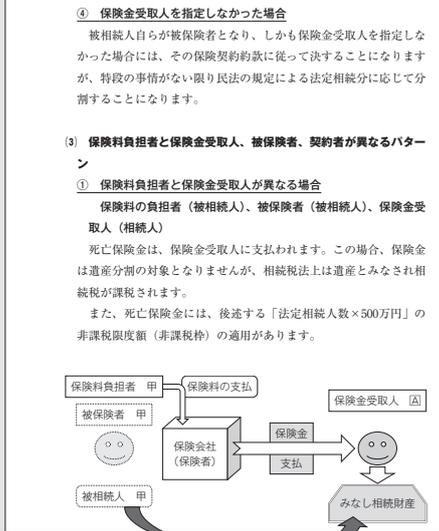
○相続税法(抄)

○相続税法施行令(抄)

○相続税法施行規則(抄)

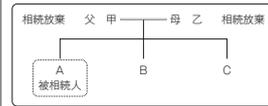
○相続税法基本通達(抄)

○財産評価基本通達(抄)



## 設例 3

Aは、被保険者を自己とし、保険金受取人を第B、Cとする生命保険契約を締結し、保険料100万円のうち50万円を負担していたが、交通事故により死亡し、保険金2,000万円をB、Cがそれぞれ1,000万円ずつ取得した。保険料の残りの50万円は父甲が負担していた。Aはまだ独身であり、配偶者及び子を有していない。Aの遺族は、父甲、母乙、弟B、Cの4人であり、父と母は、Aの相続に関し、相続放棄の手続きをした。



## 解答 3

B、Cがそれぞれ相続により取得したとみなされる保険金等の額は、Aが支払った保険料に対応する部分  
 $2,000万円 \times \frac{50万円}{100万円} = 1,000万円$ のうち、  
 $1,000万円 \times \frac{1,000万円}{2,000万円} = 500万円$ です。  
残りの500万円は、それぞれ、父甲から贈与により取得したものとみなされます。

複雑な課税関係も図や設例を用いてわかりやすく解説!

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規 税みなし相続財産

検索



キリトリ線

## 申込書<第一法規刊>

### 図解でわかる「みなし相続財産」の基本と課税関係 —保険金・退職手当金・定期金・信託受益権—

申込部数

部

●定価 5,060円(本体4,600円) [コード068577]

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。  
\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

\*代金引換手数料について  
一回あたりのお購入金額  
(商品の税込価格+送料)の合計が

1万円以下の場合、300円+税  
3万円以下の場合、400円+税  
10万円以下の場合、600円+税

※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者  
に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い  
ただけません。

年 月 日

ご住所

事務所名

公用

私用

フリガナ  
ご氏名

TEL

様

E-mail

@

お客様の個人情報の  
取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokio.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

## 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

## ■宛先

〒107-8560

東京都港区南青山2-11-17

第一法規株式会社

FAX.0120-302-640

書店印

税みなし相続財産 (068577) 2020.1 SA